

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ

佐倉市長 西田 三十五

□会 議

- 1 (仮)「佐倉市こども計画」(青少年部分)に係る提言について
- 2 (仮)「佐倉市こども計画」(青少年部分)の決議
- 3 (仮)「佐倉市こども計画」策定の今後の流れ

□閉 会

日時：令和6年12月27日(金)

午前10時30分～12時00分

場所：佐倉市役所議会棟第3委員会室

佐倉市
こども支援部こども政策課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：R5. 7. 5～R8. 7. 4）

敬称略

No.	選出区分	委 員	備 考
1	市 長	西田 三十五	会 長
2	教 育 長	圓城寺 一雄	副会長
3	副市長	石井 健司	
4	市教育委員会委員	吉村 真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
6	市教育委員会の事務局の職員	榎本 泰之	佐倉市教育委員会教育部参事指導課長事務取扱
7	警察関係職員	西山 将平	佐倉警察署生活安全課係長
8	家庭裁判所の職員	新井 玲子	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	藤崎 言行	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	松本 博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
11	保 護 司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	岡本 祥子	佐倉市社会福祉協議会事務局 生活支援グループ主査
13	小学校長	小坂井 靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	佐藤 克巳	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	佐藤 道広	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	相澤 直幹	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	喜澤 雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	久保 秀一	印旛健康福祉センター長
19	〃	山口 裕司	成田公共職業安定所長
20	〃	藤寄 秀秋	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
21	〃	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	斉藤 英晴	佐倉市スポーツ協会事務局長
23	〃	溝渕 哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
24	〃	中村 真悟	佐倉市PTA連絡協議会 弥富小学校PTA会長
25	〃	新田 司	敬愛短期大学教授
26	〃	吉森 文男	佐倉市人権擁護委員

目 次

1 佐倉市こども計画策定に係る提言について

□佐倉西高等学校長 佐藤委員	4 ページ
□佐倉東高等学校長 相澤委員	5 ページ
□佐倉市スポーツ協会事務局長 斉藤委員	6 ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長 溝渕委員	7 ページ
□佐倉市人権擁護委員 吉森委員	8、9 ページ

2 佐倉市こども計画の決議

3 (仮)「佐倉市こども計画」策定の今後の流れ 10 ページ

意見書

委員氏名 佐藤道広

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

議題1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかる意見具申

(仮)「佐倉市こども計画」(以下「計画」)を令和7年4月施行するために、
別紙5計画第4章「基本施策の展開」を中心にご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	(有) ・ 無
意見等の内容	全体計画としては良いと思いますが、施策23「非行・犯罪を抑止し、安全な環境づくりを推進します。」のところは特に力を入れて欲しいところです。それ以外の予算措置もお願いします。 最近のSNSを通じた闇バイトによる強盗事件は、常軌を逸していると思います。犯人は、中学生、高校生そして青年と若者が多く、十分な教育が必要だと考えます。市内での暴力事件も良く耳にします。市をあげて未然防止に取り組むべきです。

意見書

委員氏名 相澤直幹

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

議題1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかる意見具申

(仮)「佐倉市こども計画」(以下「計画」)を令和7年4月施行するために、
別紙5計画第4章「基本施策の展開」を中心にご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	有 ・ 無
意見等の内容	温かい思いからの多岐にわたる計画に感謝申し上げます。 私の仕事柄、気になる点もいくつかございます。 ①子どもにとって、自宅が安心・安全な、それこそ本音を話せる場になっているだろうか。 ②親に経済的・精神的・時間的ゆとりはあだろうか。 ③周囲の大人に理解・余裕はあだろうか。 「家庭や地域の教育力の低下」、確かにその通りですが、「衣食足りて礼節を知る」という言葉もござります。 ・生活保障 ・子育て支援 ・防犯 } このあたりに あと重点をおいても 良いかと存じます。

意見書

委員氏名 斉藤英晴

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

議題1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかる意見具申

(仮)「佐倉市こども計画」(以下「計画」)を令和7年4月施行するために、
別紙5計画第4章「基本施策の展開」を中心にご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	有 ・ 無
意見等の内容	P5 (1) こどもの居場所づくり 現状・塾などの習い事や公園などが、居場所としてニーズが高い ・習い事や公園で放課後を過ごすことが多い 施策12 安心・安全な子供の居場所づくりを推進します。 意見・要望 佐倉市には290か所の公園があるとHPに掲載されています。 面積2ヘクタール以上の近隣公園の充実を希望します。 *公園の安心・安全性の向上(街路灯・防犯カメラ)と特色のある機能公園の整備(スケボー、クライミング、3on3バスケットゴール、コート他) *教育・福祉部門や居場所同士との連携、協働・・・とあるように学校開放を利用した学童保育所運動機会の拡充を希望します。 雨天時や冬期(日没)の体育館利用 P9 施策17 多様で自由な体験活動を推進します。 質問 自然を活かした居場所づくり事業 具体的な事例を紹介してください。 プレーパークの活動経費の一部補助等

意見書

委員氏名 溝渕 哲雄

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

議題1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかる意見具申

(仮)「佐倉市こども計画」(以下「計画」)を令和7年4月施行するために、
別紙5計画第4章「基本施策の展開」を中心にご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	☒ 有 ☐ 無
意見等の内容	「笑がお咲く」の読み方がわかりにくいです。 「えがお咲く」のほうが良いと思われます。

意見書

委員氏名 吉森 文男

令和6年度 第2回佐倉市青少年問題協議会

議題1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかる意見具申

(仮)「佐倉市こども計画」(以下「計画」)を令和7年4月施行するために、別紙5計画第4章「基本施策の展開」を中心にご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	(有) ・ 無
意見等の内容	施策13 こどもの権利についての理解の促進 ・人権を学ぶ機会の提供 ⇒子どもが人権について学ぶ機会については、人権擁護委員が実施している「人権教室」を年1回、各学校で実施したら良いと考えます。これを実施することで、併せて「こどもの権利」についても学ぶことができるものと考えます。 施策29 自殺対策を推進します。 ・自殺対策事業 ⇒佐倉市における自殺の実態はどのようなのでしょうか。学校教育の中でも啓発をすべきと考えます。 施策31 地域教育力の向上 ⇒各地域において、各地区社会福祉協議会(地区社協)は、幼稚園、保育園、小中学校と連携して幼児・児童・生徒の育成のための協力や事業に積極的に取り組んでいます。恐らく、この分野においては自治会よりも多くの事業を展開していますので、市から地区社協に対しても活動支援をすべきと考えます。 施策35 こどもまんなか社会を推進 ・こども・若者の意見の反映 ⇒こども・若者からの意見の聴取について、具体的な方法を教えてください。「子どもの権利条約」には、「子どもが意見を表明して尊重される権利」が保障されています。学校教育の場で「人権教室」の活用するなどし、子どもの権利に関する教育の充実を図ることが大切と考えます。 施策36 外国人への支援や人権、男女平等…… ・外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施 ⇒佐倉市在住外国人の人数と日本語講座の現状を教えてください。特にこどもについては、国際交流基金への委託だけでなく学校内における日本語教育の体制の整備も必要と考えます。

回 答 書

施策13 自治人権推進課と協議のうえ、具体的な実施方法を検討してまいります。

施策29 佐倉市の自殺者数は年間20～30人前後で横ばいに推移しています。また、学校教育においては個人面談を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してきめ細かく対応しております。

施策31 現状、市から地区社協に対して活動を支援しているものはございません。今後、活動を支援する点については、関係各課と協議して進めてまいります。

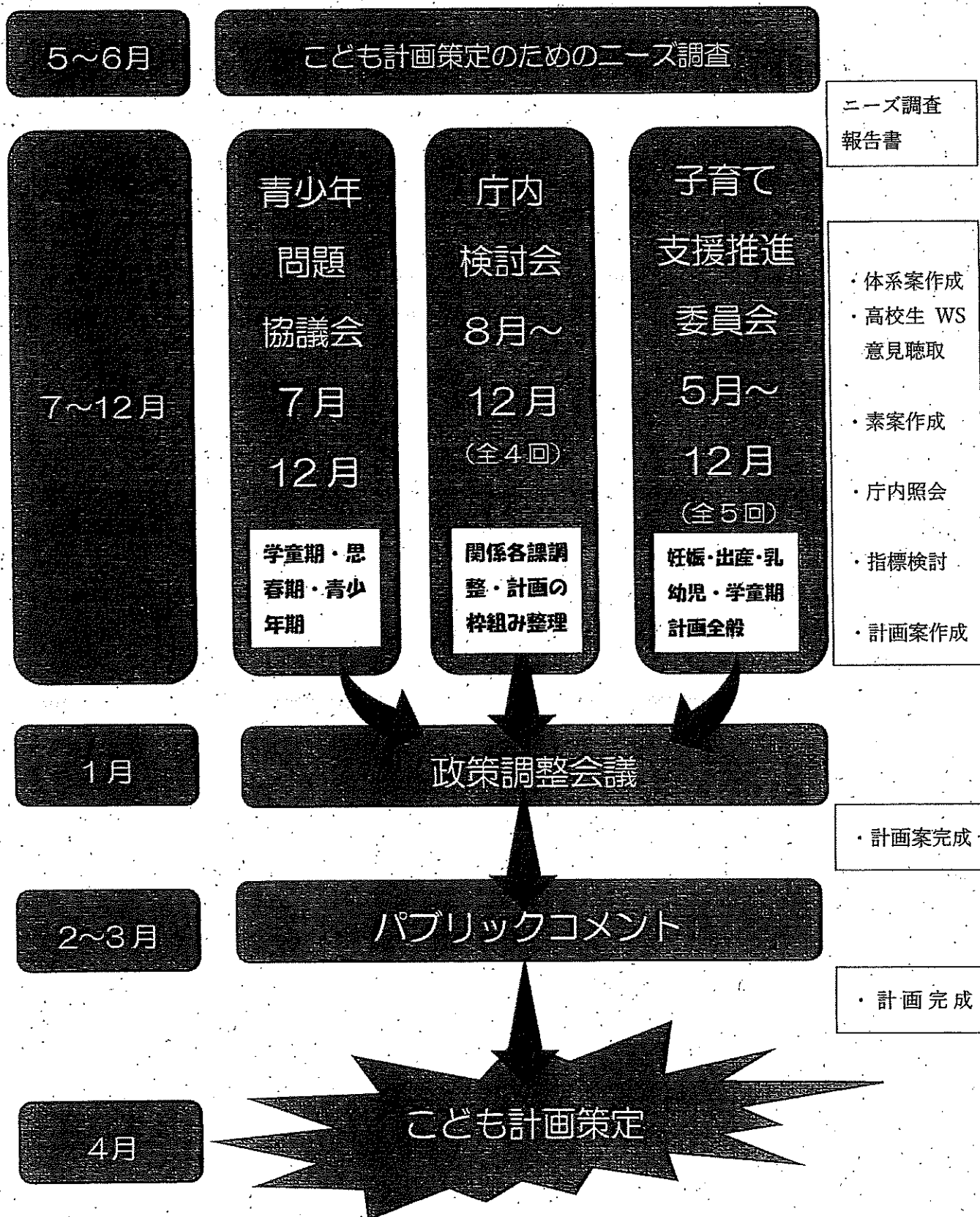
施策35 こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう推進していくため、意見を表明する「佐倉市こども・若者いけんぷらす（仮）」を創設する予定です。具体的には、市が主催するワークショップ、イベント、アンケート等に協力し、市の施策へ意見を表明する場の提供をいたします。

施策36 佐倉市の外国人登録者数について、令和6年11月末現在、5431人で佐倉市人口の3.2%を占めており、2年前の同時期と比べて1000人以上増えております。主にペルシャ語圏の方の転入が顕著であると同っています。

また、日本語講座については、会話レベルに応じて大人が11クラス、小中学生が3クラスに分かれており、隔週実施の1クラスを除き、毎週1回ずつ開催されています。令和5年度の参加者数といたしましては、大人が1791人、小中学生が904人と合計2695人が受講しています。

つぎに、学校における日本語教育体制につきましては、日本語適応指導教室を実施しており、学校ごとに講師を選任し、通常授業の時間帯に別教室にて日本語教育の時間を設けております。年度途中から普通のクラスで授業を受けるようになる生徒がいるなど、一定の成果をあげていると同っています。

令和7年度 こども計画策定の流れ



地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。